

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須駅店舗ビル

埼玉県加須市中央一丁目二百七十二 二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

消費者対応及び周辺地域からの要望等について

営業形態変更に伴う問題等が生じたとき、または、周辺在住の市民から要望や苦情があったときには、専門の窓口において誠意をもって速やかな対応をお願いしたい。

生活環境保持について

駐車場を整備する場合は、看板を設置してアイドリングストップを周知徹底させること。

交通安全対策について

駐輪場の標示について、看板、路面標示等により分かりやすくすること。

店舗前に、駐輪場の場所が分かるように、案内標示をすること。

## 二 縦覧期間

平成二十三年十月二十一日から平成二十三年十一月二十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター